に登録の申請をすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に登録の申請をすることとする。

（登録の有効期間）

第八条　［略］

2　［略］

3　第一項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に第十条に規定する有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）の要件を満たすことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に第一項の登録の有効期間を延長することとする。

（更新登録）

第九条　前条の登録の有効期間の満了の後引き続き登録を受けようとする者は、更新登録の要件を満たさなければならない。

2～4　［略］

（更新登録の要件）

第十条　［略］

一　［略］

二　［略］

イ　一日を一点として、第一条第一項第一号に規定する実務に従事したこと。

ロ　一日を一点として、第一条第一項第二号に規定する実務補習を受講したこと。

ハ　一日を一点として、第一条第一項第二号に規定する実務補習について、指導を行ったこと。

ニ　一日を一点として、第二条第一項第一号に規定する養成課程又は登録養成課程において、実習の指導を行ったこと。

第十二条　［略］

一　［略］

二　［略］

イ　第一条第一項第一号イからへのいずれかに該当する実務に十五日以上従事したこと又は同項第二号イからハのいずれかに該当する実務補習を十五日以上受講したこと。

ロ　［略］

2～4　［略］

（登録の消除を受けた中小企業診断士の再登録）

第十六条　［略］

2　［略］

3　第一項第一号に該当する者に係る第三条、第八条第三項及び第十条の規定の適用については、第三条中「申請書を、登録を消除された日から四年以内に経済産業大臣に」とあるのは「申請書を、登録を消除された日から四年以内に経済産業大臣に」と、第八条第三項中「第十条に規定する有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）の要件」とあるのは「第十六条により読み替えて適用する第十条に規定する有効期間の再登録の要件」と、第十条中「更新登録の要件」とあるのは「再登録の要件」と、「前回の登録を受けた日から更新登録の申請の日までの間」とあるのは「登録を消除された日から三年以内」と、「五回」とあるのは「三回」と、「三十点」とあるのは「十八点」とする。

4　第一項第二号に該当する者に係る第八条第一項及び第三項並びに第十条の規定の適用については、第八条第一項中「登録の日から」とあるのは「前回の登録の有効期間の満了の日の翌日から」と、同条第三項中「第十条に規定する有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）の要件」とあるのは「第十六条により読み替えて適用する有効期間の再登録の要件」と、第十条中「更新登録の要件」とあるのは「再登録の要件」と、「更新登録の申請の日」とあるのは「前回の登録に係る登録の有効期間の満了の日」とする。

（登録の有効期間）

第八条　［略］

2　［略］

［新設］

（更新登録）

第九条　前条の登録の有効期間の満了の後引き続き登録を受けようとする者は、次条に規定する有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）の要件を満たさなければならない。

2～4　［略］

（更新登録の要件）

第十条　［略］

一　［略］

二　［略］

イ　一日を一点として、第一条第一号に規定する実務に従事したこと。

ロ　一日を一点として、第一条第二号に規定する実務補習を受講したこと。

ハ　一日を一点として、第一条第二号に規定する実務補習について、指導を行ったこと。

ニ　一日を一点として、第二条第一号に規定する養成課程又は登録養成課程において、実習の指導を行ったこと。

第十二条　［略］

一　［略］

二　［略］

イ　第一条第一項第一号イからへのいずれかに該当する実務に十五日以上従事したこと又は同項第二号イからハのいずれかに該当する実務補習を十五日以上受講したこと。

ロ　［略］

2～4　［略］

（登録の消除を受けた中小企業診断士の再登録）

第十六条　［略］

2　［略］

3　第一項第一号に該当する者に係る第三条及び第十条の規定の適用については、第三条中「申請書を経済産業大臣に」とあるのは「申請書を、登録を消除された日から四年以内に経済産業大臣に」と、第十条中「更新登録の要件」とあるのは「再登録の要件」と、「前回の登録を受けた日から更新登録の申請の日までの間」とあるのは「登録を消除された日から三年以内」と、「五回」とあるのは「三回」と、「三十点」とあるのは「十八点」とする。

4　第一項第二号に該当する者に係る第八条第一項及び第十条の規定の適用については、第八条第一項中「登録の日から」とあるのは「前回の登録の有効期間の満了の日の翌日から」と、第十条中「更新登録の要件」とあるのは「再登録の要件」と、「更新登録の申請の日」とあるのは「前回の登録に係る登録の有効期間の満了の日」とする。